

議員提出第2号

幼児教育・保育の無償化に関する意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

平成31年3月20日

提出者 吉川市議会議員 遠藤 義法

賛成者 吉川市議会議員 濱田 美弥

〃 雪田 きよみ

吉川市議会議長 中 嶋 通 治 様

提 案 理 由 口 頭

幼児教育・保育の無償化に関する意見書

幼児教育・保育の無償化は、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもを産み・育てる環境を整える上で重要な取り組みである。政府は、すべての3歳から5歳児と、住民税非課税世帯の0歳から2歳児までを対象に、幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化するとし、2019年10月から全面的に実施する計画である。

また、ベビーホテルやベビーシッターなどの認可外施設も対象とし、5年間の経過措置期間中は原則無償化するとしている。

この取り組みに係る財政措置については、国と地方での協議から区分ごとに国二分の一、県・市町村各四分の一としているが、公立保育所・幼稚園の負担はすべて市町村の負担となっている。

地方自治体は限られた財源の中で新たな事業を計画し、市民要望に応えるために努力をしている。そんな中、幼児教育・保育の無償化については、国が提唱した施策であり、また、住んでいる場所等で格差が生じないように本来は国が責任を持つべき内容である。

よって政府は、幼児教育・保育の無償化による地方自治体の負担を増加させず、安全性の確保や保育の質も担保されるなど、より実効性の高いものとなるべく、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 幼児教育・保育の無償化の実施に当たっては、地方自治体に新たな財政負担が生じないようにすること。
- 2 子どもたちの安全性を確保する観点から幼児教育・保育の質の担保・向上の仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月20日

埼玉県吉川市議会

提出先

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（少子化対策）

女性活躍担当大臣